

入間市博物館ミュージアムショップ募集要項

入間市博物館ミュージアムショップ募集要項は、出店者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 施設概要

- (1) 施設名：入間市博物館ミュージアムショップ
- (2) 場 所：入間市二本木 100 番地 入間市博物館内〔占有面積：15.66 ㎡〕

2 出店要件

- (1) 期 間：契約日から令和 5 年 3 月 26 日まで
- (2) 出店日：博物館開館日とする〔開館日は以下以外の日〕
 - * 休館日は月曜日(その日が国民の休日に関する法律に規定する休日である日を除く)
 - * 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日である場合は除く)
 - * 年末年始休館日は、12 月 27 日から 1 月 5 日まで
 - * 館内整理日(毎月第 4 火曜日。但し、その日が休日である場合を除く)
 - * 新型コロナウイルス感染症等の影響による臨時休館の場合
- (3) 時 間：午前 9 時から午後 4 時まで
 - * 出店時間は両者で協議して決定する
- (4) 資 格：市内在住の個人及び団体、市内で出店している事業者
- (5) 出店料：年間 304,000 円〔行政財産目的外使用料〕

市が発行する納入通知書により、市が指定する期日(月払い)までに納入しなければならない。なお、出店期間が 1 年間に達しないことから月割り計算とする。
- (6) 取扱品：以下の内容のもの、及び事業者の提案によるもの
 - * 博物館が扱う刊行物及びオリジナルグッズの販売
 - * 入間市茶業協会が扱う狭山茶等の販売
 - * 入間市観光協会が扱う商品の販売
 - * 事業者の提案による商品は、事前に博物館の許可を必要とする
 - * その他の販売行為等は博物館の許可を必要とする

◇販売できない商品等

 - * 保健所の許可が必要となるなどその場で調理等する飲食物
 - * 生体全般〔植物含む。カビや害虫による被害を防ぐため〕
 - * 公共施設として相応しくないと博物館が判断したもの
- (7) 売上金：博物館が扱う刊行物及びその他の商品の売上は市の歳入とする
 - 刊行物の販売手数料として売上の 20%を支給する
 - 事業者が取扱う商品等の売上は事業者の収入とする
- (8) その他：販売行為以外の事業については、博物館と協議のうえ許可が必要となる
 - 出店に伴う通常の光熱水費については、出店料に含まれるものとする

3 募集概要等

- (1) 募集期間：令和4年4月1日（金）から4月15日（金）の午後5時まで
- (2) 申込方法：申込書を入間市博物館に直接持参する
申込書は市公式ホームページからダウンロードしてください
- (3) 選考方法：書類選考及び事業者からのヒアリング
応募者から提出された申請書類等の内容について資格審査、ヒアリング等により事業者を決定します。なお、ヒアリング日時は別途通知します
- (4) 応募資格：市内在住の個人及び団体、市内で出店している事業者
契約の趣旨（出店要件）を理解し意欲のある方
- (5) 選考結果：選考結果の通知は、令和4年4月下旬を予定しています
- (6) 提出先：〒358-0015
入間市二本木 100
入間市博物館
電話番号：04-2934-7711
FAX 番号：04-2934-7716
E-mail アドレス：ir816000@city.iruma.lg.jp
* 4月4日（月）及び11日（月）は休館日となります